

# 年金積金「豊」

平成 28 年 9 月 1 日現在

|   |   |
|---|---|
| 1. 商品名 (愛称)   | ・スーパー積金 (年金積金「豊」)   |
| 2. 販売対象   | ・当金庫に次の公的年金の振込指定口座を有する個人の方または新たに振込指定いただいた方<br>国民年金・厚生年金・共済年金  |
| 3. 期間   | ・原則 3 年   |
| 4. 預入<br>(1) 払込方法<br>(2) 払込金額<br>(3) 払込単位           | ・毎月定期的に一定の掛金を払い込みいただきます<br>・原則契約額 50 万円以上<br>・100 円単位   |
| 5. 支払方法   | ・満期日以後に一括して給付契約金を支払います  |
| 6. 利息<br>(1) 適用金利<br><br>(2) 給付補填金の支払方法<br>(3) 計算方法 | ・固定金利<br>・契約時の店頭表示利率 + 上乗せ利率 0.1% の証書 (通帳) に表示する約定年利回りを満期日まで適用します<br>・上乗せ利率は変更する場合がございます<br>・給付補填金は満期日以後に一括して支払います<br><br>・給付補填金は付利単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算  |
| 7. 税金   | ・平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる給付補填金には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります (尚、マル優は利用できません)   |
| 8. 手数料  |   |
| 9. 付加できる特約事項  | ・普通預金等からの自動振替による受入ができます<br>・50 万円以上の満期金を定期預金に振り替えた場合には、当該定期預金の利率を「店頭表示利率 + 上乗せ利率年 0.1%」とします (1 年もののみ、自動継続不可)  |
| 10. 中途解約時の取扱い                                       | ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います<br>①初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合<br>解約日の普通預金利率<br>②初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合<br>約定年利回り × 60% (但し、解約日における普通預金利率を下限とします)   |
| 11. 金利情報の入手方法                                       | ・金利 (年利回り) は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください   |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置                                   | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当 (9 時～17 時、電話：0120-0988-50) にお申し出ください。<br>紛争解決措置 静岡県弁護士会 (電話：054-252-0008) 及び東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 |
| 13. その他参考となる事項                                      | ・払い込みが延滞した場合には、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り (1 年を 365 日とする日割計算) の割合による延滞利息をいただきます<br>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します<br>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます)   |